

常任委員会報告

総務財務委員会

9月定例会付託議案審査

議第22号「三原市会計年度職員の給与等に関する条例制定について」議第23号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」

【要旨】臨時・非常勤職員について、適正な任用や勤務条件を統一的目的と明確にすることを目的とした「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が来年4月1日に施行されることに伴い、新たに創設される会計年度任用職員の給与等に関して必要な事項を規定するとともに、関係条例の規定を整備しようとするもの。

【主な質疑の内容】
問 会計年度任用職員の任用期間と、これまで更新時に条件とされていた

空白期間の見直しはあるのか。

【答】新制度により会計年度任用職員に移行する臨時任用職員については、これまで再び任用する際に条件としていた、いわゆる空白期間はなくなる。

【問】会計年度任用職員の任期を更新する際の選考方法は。

【答】採用及び任期の更新時には、採用数を確保する観点からも、採用及び更新を希望する方の負担にならないような方法を検討したい。

議第27号「財産の取得について」

【要旨】市立学校で使用するノート型パソコン281台を、取得価格2256万4300円で、令和元年12月27日を納期として取得することについて、議会の議決を求めようとするもの。

【主な質疑の内容】

【問】市立学校で使用するノート型パソコンを調達するにあたり、2度の競争入札が不調となり、最低価格を提示した業者と随意契約を結ぶことになっていくが、取得価格の妥当性及び競争性が確保されているのか。

【答】市内15業者を対象とする一般競争入札を行ったことで、競争性は確保されたと考えている。また、最低価格を提示した業者から見積書を徴収した結果、価格が、過去の同案件等を参考に設定する予定価格内に収まったことから、取得価格の妥当性も確保されている。

【採決】採決の結果、議第22号ほか5件について全員一致、提案理由を了とし、各案は、原案どおり可決した。

【採決】

採決の結果、議第22号ほか5件について全員一致、提案理由を了とし、各案は、原案どおり可決した。

厚生文教委員会

9月定例会付託議案審査

議第28号「三原市本郷生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について」

【要旨】豪雨災害により休館となつている本郷公民館の機能を補うため、三原市本郷生涯学習センターのギャラリートを3室の研修室に改修し、施設の使用料の整理を行うため、条例を改正するもの。

議第31号「三原市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」

【要旨】住民基本台帳法施行令の一部改正に伴

い、本人からの届け出によって住民票に旧氏を記載することにより、旧氏での印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付を可能にするため、条例を改正するもの。

議第32号「甲世衛生組合の解散について」議第33号「甲世衛生組合の解散に伴う財産処分について」議第34号「甲世衛生組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定について」

【要旨】議第32号から議第34号は、いずれも固形燃料化施設であるエコワイズセンターの稼働終了に伴い、甲世衛生組合の解散、財政調整基金の分配、及び財産の処分、並びに世羅町が同組合の事務を承継し、決算の審査、及び認定を行うにあたり、世羅町と尾道市と協議することについて、議会の議決を求めらるもの。

【主な質疑の内容】

【問】甲世衛生組合の解散に伴い、整理される財産の内容及び負債の有無は。

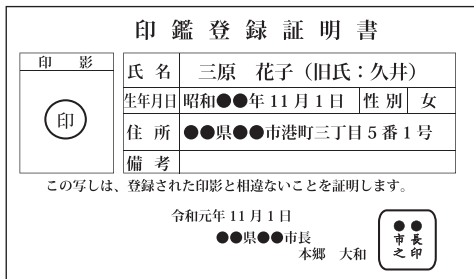
【答】財産は財政調整基金として、現在1002万7千円の残高、3筆で計6250・72㎡の土地、エコワイズセンターが利用される以前に旧世羅郡の3町で使用していた焼却施設である「美化センター」がある。

財政調整基金については、最終的な残高を構成市町が今年度までの負担割合に応じて分配し、土地は世羅町に帰属させ、「美化センター」は今後、世羅町においての活用もしくは処分が検討されることになる。

さらに負債については、エコワイズセンターの建設時に起債し、借入れを行った経緯はあるが、平成24年度をもって償還が完了しており、現在は負債はない。

【採決】

採決の結果、議第28号ほか6件について全員一致、提案理由を了とし、各案は、原案どおり可決した。



旧氏を併記した印鑑証明書のイメージ図

9月定例会付託議案審査

議第35号「三原市下水道事業の設置等に関する条例制定について」

【要旨】人口3万人以上の市区町村の下水道事業について、平成31年度末までに公営企業会計へ移行するよう国から要請があったことに伴い、本市の下水道事業に公営企業会計を導入するために、地方公営企業法に基づく財務規定等の適用に必要な事項を規定する条例を制定しようとするもの。

【主な質疑の内容】

【問】公営企業会計の移行に伴う今後の下水道使用料の料金体系はどうなるのか。

【答】現在策定中の経営戦略において来年度の料金体系を改定する考えはないが、将来的な可能性を否定するものではない。

議第36号「三原市ゆめきりあセンター設置及び管理条例の廃止について」

【要旨】平成23年に市が独立行政法人雇用・能力開発機構から取得し、在職者、求職者等の職業的能力の開発及び向上を目的として運営してきたゆめきりあセンターの機能を廃止するため、当該施設の使用及び管理条例の廃止をしたいとするもの。

【主な質疑の内容】

【問】ゆめきりあセンターとしての機能を廃止した後の活用予定は。

【答】現在は災害復旧工事を行うために敷地の一部を貸し付けているが、来年、広島県主催で開催が予定されているイベント会場の候補地として打診があり、当面は、開催に向けた協議を進めたいと考えている。また、市内の団体から譲渡希望の意向も受けているが、現状で

は譲渡に際しては、その利用が公用、公共の目的に限られることから、譲渡希望者の事業内容等を精査するとともに、市が譲渡を受けた際に建物の撤去にかかる費用について、減免措置を受けていることや、鑑定評価による適正な売却価格の設定に配慮するなど、総合的に判断していきたい。

【採決】

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、各案は、原案どおり可決した。

決算特別委員会の概要

決算特別委員会では、平成30年度三原市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について審査を行い、認定しました。

水道事業は、昨年の7月豪雨災害により被災した施設の復旧事業を含んだ決算となっており、給水収益については、水道料金の一律減免被災者減免を実施したため、約1億円の減収となった。また、老朽化した施設の更新や耐震化に多額の費用を要することに加え、被災した水道施設の復旧・復興費用も要する中、より一層、健全で安定した事業の経営が求められている。

決算特別委員会(質疑の抜粋)

【問】水道料金の改定による効果は。

【答】平成30年7月豪雨災害による水道料金の減免及び水需要の減少等を考慮した上で試算したところ、料金改定に伴う収入は、約5億2千万円、約25.5%増加した。

【問】豪雨災害が企業経営に及ぼした影響と更なる料金改定の可能性は。

【答】応急給水活動などの災害対応と被災施設の復旧工事に要した経費として、約2億8千万円の支出があった。この支出額は料金収入の約1カ月分程度であり、昨年、策定した三原市水道事業経営戦略の計画期間10年の中で、十分に吸収できると思われることから、現時

点では、料金改定は考えていない。

【問】この度の水道料金の改定によって、1カ月10m³の水量を越えない範囲で使用していた市民の負担が約1.7倍に増加している実態がある。料金体系の見直しや低所得者等に対する福祉減免等を行う考えはないか。

【答】使用水量が10m³に満たない使用者も多く、水道料金の公平性を保つ観点から、基本水量制を廃止したものであり、改定した料金体系を再び見直す考えはない。また、水道事業は独立採算制で運営している企業であり、特定の市民を対象とした減免を独自に行うことはできないため、低所得者

討論・採決

反対討論

当該年度の決算は、平均28.7%という大幅な料金改定を含むものであるが、値上げを回避する対策について検討された経緯はなく、水道料金の値上げによって、市民生活が圧迫されていることを理由に、決算認定に反対する。

【採決】

本案は賛成多数をもって、可決及び認定した。



ゆめきりあセンター